

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(単体法人用)

《平成30年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。



平成30年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年政令第67号）
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成30年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注） この手引は、平成30年6月10日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	9
3	事業種目・業種番号一覧表	12
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	15
	別表一(一)次葉 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分	15
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	別表一(二)次葉 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分	16
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	別表一(三)次葉 特定の医療法人の分	17
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表一の三次葉 外国法人の分	18
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	別表六(六) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (試験研究費の総額に係る税額控除)	
	別表六(七) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (中小企業技術基盤強化税制)	
	別表六(八) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (特別試験研究費の額に係る税額控除)	
	別表六(九) 平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	22
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除)	
	別表六(十一) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十二) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十三) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	

別表六(十四) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十五) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十六) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十七) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(平成30年4月1日以後終了事業年度分)	31
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(平成30年6月1日以後終了事業年度分)	32
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(平成30年4月1日以後終了事業年度分)	33
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 特定の地域又は地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(平成30年6月1日以後終了事業年度分)	34
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	37
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	38
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	

別表六(二十四) 中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	39
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十五) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (平成30年6月6日以後終了事業年度分)	40
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	41
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書	42
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	43
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 費の特別控除に関する明細書	44
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の 損金算入又は益金算入に関する明細書	45
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	46
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得 又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明 細書	48
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(七) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	49
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(八) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	50
投資法人に係る課税の特例	
別表十(九) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	51
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十一(一) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	52
中小企業等の貸倒引当金の特例	

別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	53
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	55
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入	
別表十二(四) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	56
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	
別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	57
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	58
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	59
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	60
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	61
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	62
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	63
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	64
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	65
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	67
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(過疎地域の外から内への買換え)	
(都市機能誘導区域の外から内への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	70
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	71
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	

別表十三(八) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	72
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(九) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書.....	73
技術研究組合の所得の計算の特例	
別表十三(十) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書.....	74
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書.....	76
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書.....	77
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書.....	78
特別償却及び割増償却	
(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)	
(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{（イ）} を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等 ^{（ロ）} を取得した場合の特別償却)	
(特定中小企業者等が経営改善設備 ^{（ハ）} を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{（ニ）} を取得した場合の特別償却)	
(革新的情報産業活用設備 ^{（ホ）} を取得した場合の特別償却)	
(公害防止用設備の特別償却)	
(船舶の特別償却)	
(自動車教習用貨物自動車の特別償却)	
(再生可能エネルギー発電設備等の特別償却)	
(耐震基準適合建物等の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(特定地域における電気通信設備の特別償却)	
(情報流通円滑化設備の特別償却)	
(特定地域における工業用機械等の特別償却)	
(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等 ^{（イ）} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 ^{（ロ）} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 ^{（ハ）} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器の特別償却)	
(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	
(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(企業主導型保育施設用資産の割増償却)	
(特定都市再生建築物等の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	86
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	87
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合 (準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))	
IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内	92

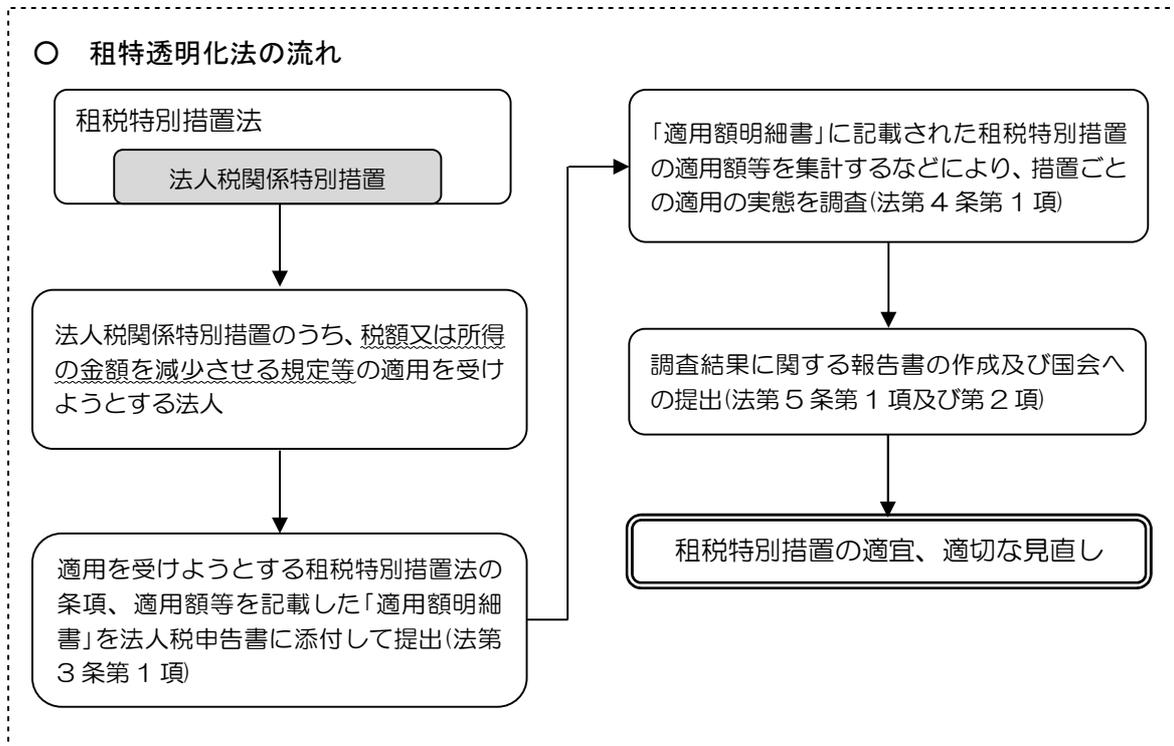
I 租特透明化法の概要等

1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法第1条)。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法第3条第1項)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法第4条第1項、第5条第1項及び第2項)。



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 「租特透明化法」では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

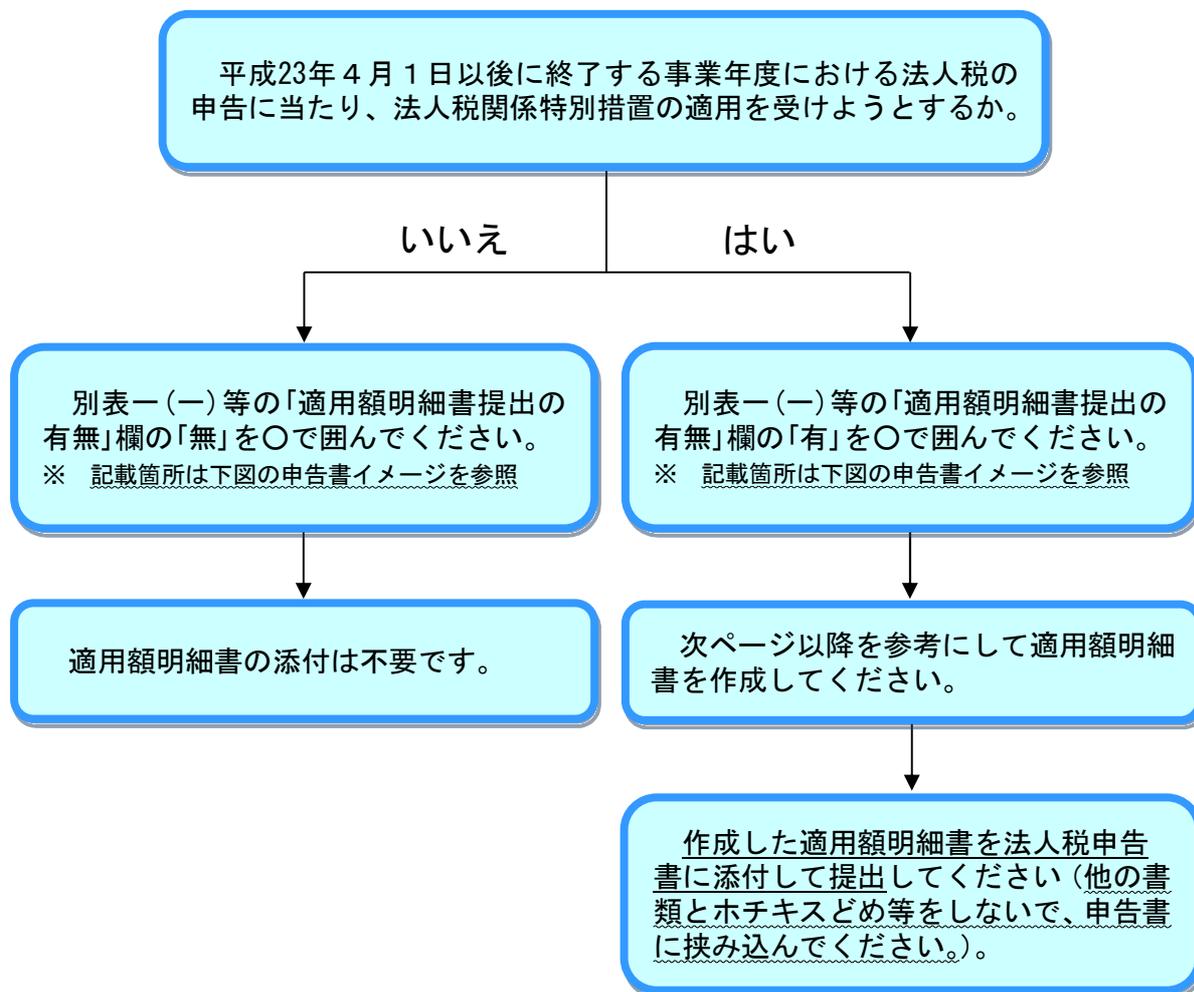
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の税額控除の金額と区分がされずに別表六(八)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(八)に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

翌年以降送付要否	要	否	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有		税理士法第33条の2の書面提出有	有	

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一(一)等の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の記載内容】

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) F B 0 6 0 3

平成31年2月28日 麹町 税務署長殿

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話(03)3581-4161

フリマ③ カシカイイ コベイヨウ

法人名 株式会社 国税商事
法人番号④ 9999999999999999

代表者 記名押印 国税 太郎
代表者住所 東京都中央区築地5-3-1

事業種⑦ 医薬品卸売業
期未現在の資本金の額⑧ 100,000,000円

同非区分 特別定款会社 株式会社 有限会社
一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの

青色申告 一連番号 00456789

整理⑨

事業年度(至) 平成30年12月31日

売上金額

申告年月日

通信用印 確認印 序指定 肩指定 指導等 区分

法人税 申請 修正 地方 申請 修正

平成30年01月01日 事業年度分の法人税 確定 申告書
平成30年12月31日 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「49の①」) 50000000

法人税額 (56)又は(57) 11028000

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【別表一(一)次葉の記載内容】

事業年度等	30・1・1 30・12・31	法人名	株式会社 国税商事
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく			
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除 (別表十七(三)の十二)「3」 仮装経理に基づく過大申 の更正に伴う控除法人税		
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩ 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項第1号」 「区分番号」欄: 「00380」 ⑪ 「適用額」欄: 「50」欄の金額			
法人税額の計算			
中小法人等の	⑫	8,000,000	(50)の15%相当額 54 1,200,000
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額	51	42,000,000	(51)の23.4%又は23.2%相当額 55 9,828,000
(1) - (50)			

【別表十六(七)の記載内容】

① 御注意 この表は、資産の場合に御使用 これに当期の月	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	30・1・1 30・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 平三十・四・一
	資産	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	
	産	構	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	
	区	細	目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器	
額				<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 「区分番号」欄：「00277」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000 円				
当期				法 0301-1607				

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一

平成31年2月28日

① 麴町 税務署長 取受印

自平成 30年 01月 01日
至平成 30年 12月 31日

事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話(03) 3581-4161

整理番号 ⑨ 00456789

(フリガナ) カクシカイヤ コケイシヨウカン

提出枚数 01枚 うち 01枚

法人名 ③ 株式会社 国税商事

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999

提出年月日 平成 年 月 日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は欠損金額 ⑥ 50000000

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67条の5第1項第2号	⑭ 00277	⑮ 6300000

※当適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみOCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折った紙は読み取れません。)

※この用紙はとじこまないとくたさい

(参考) 区分番号「00287」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成30年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成30年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成30年旧措置法
第42条の5第1項第2号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。

(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

【所管】 6【業種目】 3500【概況書】 00【要否】

※確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。

別表一(一)
青色申告用

100-8940
東京都千代田区霞が関3-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税 太郎 殿

整理番号 00456789 ←

上記の番号は、貴法人の整理番号です。
税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

<< 申告のお知らせ >>

麹町 税務署長

平成30年 1月 1日
平成30年12月31日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあつては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の入力画面】

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く) 一般社団法人

納税地: 東京都千代田区蔵が間3-1-1
 法人名: 株式会社 国税商事
 代表者: 国税 太郎
 住所: 東京都中央区築地5-3-1

事業年度分の法人税 確定申告書
 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書

適用額明細書提出の有無: 有

所得金額又は次償金額 (別表四「43の①」): ① 50,000,000

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一(一)次葉の入力画面】

事業年度等: 平成30・1・1 ~ 平成30・12・31
 法人名: 株式会社 国税商事

外国関係会社 仮装経理

法人税額の計算

租税特別措置法の条項: 「第42条の3の2第1項第1号」
 区分番号: 「00380」
 適用額: 「50」欄の金額

法人等	金額	率	相当額
中小法人等の (1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額	50	(50)の15%	7,500,000
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(50)	51	(51)の23.4%又は23.2%相当額	9,828,000

別表一(一) 次葉

【別表十六(七)の入力画面】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成 30 年 1 月 1 日 法人名 株式会社 国税商事
平成 30 年 12 月 31 日

種別	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
区目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器		

この表は、資産の取得価額を算入する場合に御使用ください。これに当期の月数

この適用を受け、カ円を12で除く

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」
 「区分番号」欄：「00277」
 「適用額」欄：「8」欄の金額 → 630,000

法 0301-1607

【適用額明細書の入力画面】

様式第一

平成 31 年 2 月 28 日 自 平成 30 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
 至 平成 30 年 12 月 31 日 (当初提出分 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号
 電話 (03) 3581-4161 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

(フリガナ) 東京千代田区霞が関三ノ一
 法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 9 9999 9999 9999 提出年月日 年 月 日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 100,000,000 円
 所得金額又は欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42条の5第1項第2号	③ 00380	④ 5,000,000 円
⑤ 第67条の5第1項第2号	⑥ 00277	⑦ 630,000

(参考) 区分番号「00287」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成30年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成30年旧措置法」等を入力してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成30年旧措置法 第42条の5第1項第2号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
(参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

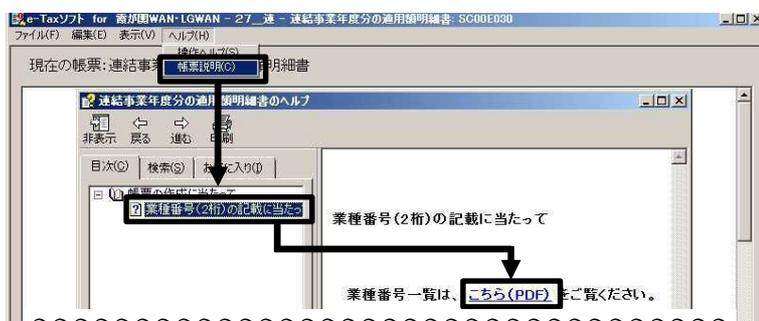
利用者識別番号 1234123412341234	別表一(一)青色申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	

東京都千代田区霞が関3-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎 殿
平成30年01月01日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について
平成30年12月31日
貴法人の法人税の確定申告書及び地方法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限

麴町 税務署長

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16
	調味料		窯業、土石製品、製造業	ガラス・同製品	17
	精穀、製粉			セメント・同製品	
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物	
	菓子			陶磁器・同関連製品	
	パン類			その他の窯業・土石製品	
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18
	酒類		非鉄金属製造業	銑鉄鋳物	19
	畜産食料品			非鉄金属	
その他の食料品					
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	金属製品製造業	構築用金属製品	20
	紡績			金属打抜き・プレス加工	
	ねん糸			被覆、彫刻、その他の金属表面処理	
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品				
織物業	綿・スフ織物	03	機械製造業	その他の金属製品	21
	絹・人絹織物			金属加工機械	
	毛織物			繊維機械	
	その他の織物			農業用機械	
ニット製造業	ニット	04		建設機械	
染色整理業	染色整理	05	産業用機械		
その他の繊維工業		06	事務用・サービス用・民生用機械器具		
			その他の機械		
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22
	婦人、子供服		電子機器		
	ワイシャツ、下着		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		通信機械器具製造業	通信機械器具	24
その他の繊維製品					
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
	木製容器			鉄道車両	
	その他の木製品			自転車・オートバイ	
家具、装備品製造業	家具	09		船舶	
	建具		理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	
	その他の家具・装備品				
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27
	紙製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28
	その他のパルプ・紙製品				
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	その他の製造業	がんに具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29
	印刷			事務用品	
	製版、製本、その他の印刷物加工			貴金属製品	
	楽器、レコード				
化学工業	化学肥料	12		装身具、装飾品	31
	有機化学工業製品			プラスチック製品	
	化学繊維			その他の製造	
	油脂加工品、石けん、塗料等			米穀類	
	医薬品			野菜、果物	
その他の化学工業		食肉			
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	生鮮魚介そう	31
	その他の石油製品		その他の農水畜産物		
石炭製品製造業	石炭製品	14		酒類	
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		乾物	

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41	
	その他の飲食料品			野菜、果物		
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32		菓子、パン類		
	呉服、太物			米穀類		
	その他の織物			料理品		
	洋服類			その他飲食料品		
	寝具類			繊維品小売業	呉服	42
	靴、履物				洋服地	
	かばん、袋物				寝具類	
	下着類				男子既製服	
建築材料卸売業	木材、竹材	33	男子注文服	43		
	セメント		婦人・子供服			
	板ガラス		靴			
	その他の建築材料		履物			
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	洋服地		44	
	荒物		寝具類			
	陶磁器・ガラス器		男子既製服			
	その他のじゅう器		男子注文服			
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品	35	家具、建具、じゅう器小売業	44		
	化粧品		陶磁器、ガラス器			
機械器具卸売業	一般機械器具	36	家具、建具、じゅう器小売業	44		
	自動車・同部品		陶磁器、ガラス器			
	輸送用機械器具		家庭用電気機械器具			
	精密機械器具		その他のじゅう器			
	電気・通信機械器具		医薬品、化粧品、小売業		医薬品	45
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37	百貨店	46		
	石油		百貨店			
	鉱物		各種商品小売			
	鉄鋼		趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	47	
	非鉄金属			がん具、娯楽用品		
	楽器、レコード					
貿易業	貿易	38	貴金属製品、宝石	49		
	輸出		その他の趣味・娯楽用品等			
	輸入		燃料			
その他の卸売業	紙、紙製品	39	書籍、雑誌	49		
	再生資源		文房具、紙			
	家庭用金物		中古品			
	建築用金物		農機具			
	薪炭類		写真機、写真材料			
	肥料		時計、眼鏡			
	文房具		自動車、自転車			
	がん具、娯楽用品		土産物			
	貴金属製品、宝石		その他の小売			
	その他の卸売		総合建設業		一般土木建築工事	51
飲食料品小売業	各種食料品	41	土木工事			
	酒		建築工事			
	食肉		木造建築工事			
	職別建設業	職別土木建築工事	52			
		電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78		
	その他の設備工事			日本料理			
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理			
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理			
	ハイヤー、タクシー			すし			
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん			
	その他の道路貨物運送			バー			
水運業	水運	64		キャバレー			
倉庫業	倉庫	65		喫茶			
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食			
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル			
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル			
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館			
	その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業		航空運輸	69	その他の旅館		
対個人サービス業	運輸附帯サービス	71	農林業		農業	81	
	水道		林業				
	対事業所サービス業		洗濯	72	漁業、水産養殖業	漁業	82
			洗い張り、染物		金属鉱業	83	
			写真		石炭鉱業	84	
			理髪		原油・天然ガス鉱業	85	
	対事業所サービス業		美容	73	非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
			浴場		その他の非金属鉱業		
			ソーブランド		銀行・信託業	87	銀行
			駐車場				信用金庫
保育所、老人ホーム	信用組合						
その他の対個人サービス	農業協同組合						
対事業所サービス業	広告	74	その他の金融業	漁業協同組合	88		
	物品賃貸			その他の銀行・信託			
	情報サービス、興信所			質屋			
映画業	映画館	73	証券、商品取引業	貸金	89		
	映画サービス			その他の金融			
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	証券、商品取引	90		
	ゴルフ場			不動産業		保険、保険サービス	
	運動施設		91		建売、土地売買		
	その他の娯楽			不動産代理仲介			
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	その他の不動産	99		
	医療保健			教育			
	医療関連サービス			分類不能			
	廃棄物処理						
自動車修理業	自動車修理	76					
	その他の修理業		77				
その他の修理業	機械修理	77					
	電気機械修理						
	その他の修理						

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一(一)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

別表一(一)次葉

「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳

法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	

法人税額の計算

中小法人等の場合 <small>そ法人の場合</small>	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
	所得金額(50)+(51)	52	000	法人税額(54)+(55)	56	
	所得金額(1)	53	000	法人税額(53)の23.4%又は23.2%相当額	57	

「50」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2
- ② 「区分番号」欄：「00380」※1又は「00381」※2
- ③ 「適用額」欄：「50」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**
 2 **別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号：「00380」)
 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号：「00381」)
 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

額の計算	前の法人税額	65		税告確定地方法人税額	73		
	還付金額	66	外	額の前の中間還付額	74		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(16-(65)若しくは(16+(66))又は(66-(28))	67	外	00	額の前の欠損金の繰戻しによる還付金額	75	
	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68			この申告により納付すべき地方法人税額(44-(73)若しくは(44+(74)+(75))又は((74-(45))+(75-(45)の外書))	76	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69						

別表一(二)次葉

「37」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(二)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(29)のうち少ない金額)	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の15%相当額	44
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000	(38)の19%相当額	45
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 $\times \frac{1}{12}$	39	000	(39)の22%相当額	46
	所得金額 (37)+(38)+(39)	40	000	法人税額 (44)+(45)+(46)	47
上記以外の場合	(1)の金額又は800万 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000	(41)の15%相当額	48
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(41)	42	000	(42)の19%相当額	49
課税標準法(28)	<p style="text-align: center;">「37」欄</p> <p>特定の協同組合等※が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00384」</p> <p>③ 「適用額」欄：「37」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
法人税額の還付	<p style="text-align: center;">「41」欄</p> <p>※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等</p> <p>公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00382」</p> <p>③ 「適用額」欄：「41」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
この申告前	法人税額	55		前欠損金の繰戻しによる還付金額	62
この申告前の計算	この申告により納付す又は減少する還(42)-(55)若しくは又は(56)-(23)				
この申告前の計算	この申告前の計算				

別表一(三)次葉

「42」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(三)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

		事業 年度等	法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人 税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(32) のうち少ない金額)	33
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	35
法人税額の計算					
	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の15%相当額	45
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43)の19%相当額	46
	所得金額 (42) + (43)	44	000	法人税額 (45) + (46)	47
地方法人税額の計算					
課税	標準法人税額 (31)	48	000	(48)の4.4%相当額	49
この申告が修正申告である場合の計算					
法人 申告 税 前 の 額 の 計 算	所得金額又は欠 課税土地譲渡利 法人税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「42」欄</p> <p>特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第4号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00383」</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書 に記載しないでください。</u></p> </div>			
	還付金額				
	この申告により納付すべ 又は減少する還付計 (1 - (52))若しくは(14 (5 - (26))	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「44」欄</p> <p>特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00395」</p> <p>③ 「適用額」欄：「44」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書 に記載しないでください。</u></p> </div>			
	この 欠損金又は災害損 の当期控 翌期へ繰り越す 又は災害損				

別表一の三次葉

「44」又は「57」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉
平三十・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等		法人名						
法人税額の計算										
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	法人税	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	000	その他の国内税	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	円	000
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (44)	45	円	000		(12)のうち年800万円相当額を超える金額 (12) - (57)	58	円	000
		所得金額 (44) + (45)	46	円	000		所得金額 (57) + (58)	59	円	000
		その場合 他の法人合 所得金額 (1)	47	円	000	源泉所得に係る所得の	その場合 他の法人合 所得金額 (12)	60	円	000
		(44)の15%相当額	48				(57)の15%相当額	61		
		(45)の23.4%又は23.2%相当額	49				(58)の23.4%又は23.2%相当額	62		
		法人税額 (46) + (49)	50				法人税額 (61) + (62)	63		
		「44」欄及び「57」欄		中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「00380」 ③ 「適用額」欄：「44」欄及び「57」欄の金額の合計(円単位)						
		(注) 1 <u>適用額は、「44」欄及び「57」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u>								
		2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u>								
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (7)		55			計算等	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (65) - (66)	67			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54) - (55)		56			計算等					
この申告が修正申告である場合の計算										
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	この申告前金額又は欠損金額	68	円		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 算入する	この申告前金額又は欠損金額	71	円		
	この申告前欠損金の当期中除	69			その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 算入する	この申告前欠損金の当期中除	72			
	この申告前繰り越す欠損金又は災害損失	70			その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 算入する	この申告前繰り越す欠損金又は災害損失	73			
この申告前の法人税額		74				この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (29) - (74) 若しくは ((29) + (75)) 又は ((75) - (33))	76	外	00	
この申告前の還付金額		75	外							
地方法人税額の計算										
課税標準法人税額 (35)	77	円	000			(77)の4.4%相当額	78	円		
この申告が修正申告である場合の計算										
この申告前の課税標準法人税額		79	円	000		この申告前の欠損金による還付金額	82	円		
この申告前の確定地方法人税額		80				この申告により納付すべき地方法人税額 (40) - (80) 若しくは ((40) + (81) + (82)) 又は(((81) - (41)) + ((82) - (41)の外書))	83		00	
この申告前の中間還付額		81								

別表六(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(七)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

試験研究費の額		1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	10	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		当期税額基準額 平均売上金額 (別表六(十)「10」)	11	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	12	
控除対象試験研究費の額の計算		4		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「18」欄</p> <p>中小企業技術基盤強化税制を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00596」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p> </div>		
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5		の整 (7) > 5% の場合	14	0.35
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		計 当期税額基準額 (10) × (0.25、(0.25 + (13)) 又は (14))	15	円
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額 (9) と (15) のうち少ない金額	16	
税額控除割合	$\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合は(5) = 0の場合は0.12とする。)	8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	17	
中小企業者等税額控除限度額 (4) × (8) 又は 0.12		9	円	法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18	

法 0301-0607

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(八)

平三十・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年度	・ ・	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合						
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (13の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一 (三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	円	
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当 期 税 額 基 準 額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(4)のうち少ない金額)	4		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の③」)	9		
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (8)-(9)	10		
特 別 試 験 研 究 費 の 額			の 明 細			
措法第42条の4第6項 各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容		特 別 試 験 研 究 費 の 額			
11	12		13			
第1号・第2号			円			
第1号・第2号						
第1号・第2号						
第1号・第2号						
第1号・第2号						
第1号・第2号						
計						
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			14			

御注意
2.1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

「10」欄

特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第6項」
 ② 「区分番号」欄：「00565」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表六(九)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(九)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可 否	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可	
試験研究費の額	1	円 税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	円 7
平均売上金額 (別表六(十)「10」)	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「12」欄</p> <p>平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00012」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p> </div>	
平均売上金額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3		
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (3)	4	当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額	9 10
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の④」)	11
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6	法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12

別表六(十一)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十一) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。
2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください。

旧措置法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	
			円	円	円	円	
<p>「17」欄</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第42条の5第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00296」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p>							
の 計 算							
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (14-15)	18	円
	税額控除限度額 (11)× $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13)× $\frac{20}{100}$	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉔」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20-21)	22	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉔」)	16			法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	
	当期税額控除額 (15)-(16)	17					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24)-(25)				
・	・	・	・				
・	・	・	・				
計							
当期分	(12)	(15)	外				
合計							
機械設備等の概要							

「22」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第42条の5第3項」

② 「区分番号」欄：「00297」

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六(十二)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
 事業年度
 法人名

別表六(十二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意
 1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模
 2 定「欄」に記載されているものについては、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものに
 ついては、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものに
 高度省エネルギー増進設備等に関する記載は、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものに
 高度省エネルギー増進設備等に関する記載は、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものに

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第号	第号	第号	第号	第号
事業種目	2					
資産区分	種別	「17」欄				
	構造、設備の種類又は区分	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
	取得年月	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」				
	事業の用に供した年月	② 「区分番号」欄：「00621」				
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額(10の合計)	11	円	当期税額控除可能額(12と(14)のうち少ない金額)			15
税額控除限度額(11)× $\frac{7}{100}$	12		調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑤」)			16
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13		法人税額の特別控除額(15)-(16)			17
当期税額基準額(13)× $\frac{20}{100}$	14					
機械設備等の概要						

法 0301-0612

別表六(十三)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十三) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等については、この制度の適用がありませんので御注意ください。
 (裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
事業種目	2							
資産区分	種類	3						
	機械装置等の名称	4						
取得価額	取得年月日	5	・	・	・	・		
	指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	修正取得価額 (別表六(二十一)「15」又は(二十二)「15」)	9						
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						額の計算		
						税額基準額残額 (別表六(二十一)表六(二十二)「15」)	17	円
						控除限度超過額 (23の計)	18	
期分	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	12	期繰越分	同上的うち当期繰越税額控除可能額 (17と18のうち少ない金額)		19		
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑥」)		20		
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14		当期繰越税額控除額 (19) - (20)		21		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑦」)	15		法人税額の特別控除額 (16) + (21)		22		
当期税額控除額 (14) - (15)	16							
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	23	当期控除可能額	24	翌期繰越額 (23) - (24)	25		
・	・							
・	・							
計								
当期分	(11)							
合計								
機械装置等の概要								

「21」欄
 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00044」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六(十四)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(十四) 平三十・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業 種 目	2					
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算

当 期 繰 越 分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額(15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額(25の計)	20	
	税額控除限度額 $(11)-(12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額(19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑧」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額(21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額(13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額(18)+(23)	24	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑨」)	17					
	当期税額控除額(16)-(17)	18					

翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(25)-(26)
・ ・	25	26	27
・ ・	円	円	
・ ・			外 円
・ ・			外
・ ・			外
・ ・			外
・ ・			外
・ ・			外
計		(21)	
当期分	(13)	(16)	外
合計			

P27参照

機 械 設 備 等 の 概 要

別表六(十四)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項第2号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除	「第42条の9第2項(同条第 1項第1号から第5号ま で)」又は「平成26年旧措置法 第42条の9第2項(同条第1 項第1号から第5号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十五)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

・
・

法人名

別表六(十五) 平三十・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1						
特定事業の内容	2						
資産区分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
	取 得 年 月 日	7	・	・	・	・	・
	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額(9)-(10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00507」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12				
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13				
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14				
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15			$(21) \times \frac{20}{100}$	22
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16			当期税額控除可能額	23
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17			(20)と(22)のうち少ない金額	
税額控除限度額の計算	18	$((12) - (13)) + ((16) - (17)) \times \frac{15}{100} + ((13) + (17)) \times \frac{8}{100}$		調整前法人税額超過構成額	24
	19	$((14) - (15)) - ((16) - (17)) \times \frac{14}{100} + ((15) - (17)) \times \frac{7}{100}$		(別表六(二十八)「7の⑩」)	
税額控除限度額の計算	20	税額控除限度額(18)+(19)		法人税額の特別控除額(23)-(24)	25

機械設備等の概要

別表六(十六)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(十六) 平三十・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1						
特定国際戦略事業の内容	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・	・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額(9)-(10)	11					
法人税額の特別控除額の計算							
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12		円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	21		円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13						
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14			当期税額基準額	22		
「25」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額				$\times \frac{20}{100}$			
設備並びに構築物に係る額				控除可能額 うち少ない金額)	23		
税額控除限度額の計算	18	$\frac{((12)-(13))+((16)-(17))) \times 12}{100} + ((13)+(17)) \times \frac{6}{100}$		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の①」)		24	
	19	$\frac{((14)-(15))-((16)-(17))) \times 10}{100} + ((15)-(17)) \times \frac{5}{100}$					
	20	税額控除限度額 (18)+(19)		法人税額の特別控除額 (23)-(24)	25		
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(十七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(十七) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合				可
促 進 区 域	1					
承認地域経済牽引事業の内容	2					
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
取 得 価 額	取 得 年 月	6				
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7				
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取 得 価 額 の 合 計 額 (10の合計)	11	円	当 期 税 額 基 準 額 (14) × $\frac{20}{100}$	15		円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13) と (15) のうち少ない金額)	16		
税 額 控 除 限 度 額 (11) - (12) × $\frac{4}{100}$ + (12) × $\frac{2}{100}$	13		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7」の⑫)	17		
調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16) - (17)	18		
機 械 設 備 等 の 概 要						

「18」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00599」
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

別表六(十八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)前に終了する事業年度用

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名			
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3				
	構造又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6
	事業の用に供した年月日	7
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9	「18」欄 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00570」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額			
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法人税						
取得価額の合計額(10の合計)	11	円	当期税額基準額	15	円	
			$(14) \times \frac{20}{100}$			
同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額(13)と(15)のうち少ない金額	16		
税額控除限度額 $(11) - (12) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉓」)	17		
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	14		法人税額の特別控除額(16)-(17)	18		
建 物 等 の 概 要						

別表六(十八) 平三十・四・一以後終了事業年度分

法 0301-0618

(注) 本別表は、平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間に終了する事業年度が対象となります。
 「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度については、P32をご参照ください。

別表六(十八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度用

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	・	・	・	・	・
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	3				
	構 造 又 は 区 分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
取 得 価 額	取 得 価 額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「18」欄 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00570」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額 </div>			
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法 人 税						
取得価額の合計額(10の合計)	11	円	当期税額基準額	15	円	
			$(14) \times \frac{20}{100}$			
同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額	16		
			((13)と(15)のうち少ない金額)			
税額控除限度額	13		調整前法人税額超過構成額	17		
			$(11) - (12) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$			
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	14		法人税額の特別控除額	18		
			(16)-(17)			
建 物 等 の 概 要						

別表六(十八) 平三十・六・一以後終了事業年度分

法 0301-0618

(注) 本別表は、「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度が対象となります。
 平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間に終了する事業年度については、P31をご参照ください。

別表六(十九)

「14」、「38」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)前に終了する事業年度用

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4の①」)	1	当調整基準雇用者数 (2)-(16)	8
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」 (マイナスの場合は0))		「14」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄:「00588」 ③ 「適用額」欄:「14」欄の金額	
基準雇用者数 (2)			
給与等支額 (別表六(十九)付表「22」)			
比較給与等支額 (別表六(十九)付表「30」)			
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」 又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	6	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」)	13
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数 (マイナスの場合は0))	7	当期税額控除額 (12)-(13)	14
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項			
認定年月日 (変更の認定年月日)		「38」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第2項」※1又は「第42条の12第1項」※2 ② 「区分番号」欄:「00600」※1又は「00624」※2 ③ 「適用額」欄:「38」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12第2項(区分番号:「00600」) 平成30年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第1項(区分番号:「00624」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度	
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」 (マイナスの場合は0))			
調整地方事業所基準雇用者数 (2)と(15)のうち少ない数			
地方事業所特別税額控除 (16)と別表六(十九)付表「5の②」のうち少ない数			
平成30年4月1日以前に開始した事業年度		「48」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第3項」※1又は「第42条の12第2項」※2 ② 「区分番号」欄:「00572」※1又は「00625」※2 ③ 「適用額」欄:「48」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12第3項(区分番号「00572」) 平成30年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第2項(区分番号「00625」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度	
平成30年4月1日以後に開始した事業年度			
当期税額控除額 (30万円×(26)+20万円×(28))	32		
当期税額控除可能額 (30)、(31)又は(32) (4)<(5)の場合は0)	33		
当期税額基準額 (6)× $\frac{20}{100}$	34		
当期税額控除可能額 (33)と(34)-(別表六(十八)「16」)のうち少ない金額	35		
当期税額控除可能額 (25)又は(35)	36		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑬」)	37		
当期税額控除額 (36)-(37)	38		
数に係る当期税額控除額の計算			
地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(43)-(43の内書)+20万円×(43の内書)	44	円	
差引当期税額基準額残額 (24)-(25)又は(34)-(別表六(十八)「16」)-(35)	45		
当期税額控除可能額 (44)と(45)のうち少ない金額	46		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑭」)	47		
当期税額控除額 (46)-(47)	48		
雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑧」)		地方事業所特別基準雇用者数 (39)+(40)+(41)+(42) (マイナスの場合は0)	43

(注) 本別表は、平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間に終了する事業年度が対象となります。
 「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度については、P34をご参照ください。

別表六(十九) 平成三十・四・一以後終了事業年度分

別表六(十九)

「14」、「38」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度用

特定の地域又は地方活力向上地域等において雇
 用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
 に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4」)	1	人	当 調 整 基 準 雇 用 者 数 (2)-(16)	8	人
---	---	---	-------------------------------	---	---

基 準 雇 用 者 数 (別表六(十九)付表「5」 (マイナスの場合は (2) (1))			「14」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定 地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄:「00588」 ③ 「適用額」欄:「14」欄の金額	
給 与 等 支 出 (別表六(十九)付表「2」)				
比 較 給 与 等 支 出 (別表六(十九)付表「3」)				
調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」 又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6		の 計 算	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」) 13
特 定 地 域 基 準 雇 用 者 数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	7	人		当 期 税 額 控 除 額 (12)-(13) 14

認 定 地 方 活 力 上 地 域 等 特 定 業 務 施 設 整 備 計 画 に 関 す る 事 項

認 定 年 月 (変更の認定年月日)		「38」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は地方活 力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※2(地方事業 所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第2項」※1又は「第 42条の12第1項」※2 ② 「区分番号」欄:「00600」※1又は「00624」※2 ③ 「適用額」欄:「38」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12第2項(区分番号:「00600」) 平成30年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第1項(区分番号:「00624」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度	
地 方 事 業 所 (別表六(十九)付表 (マイナス			
調 整 地 方 事 業 (2)と(15)の			
地 方 事 業 所 非 特 定 新 規 基 非 特 定 新 規 基 (別表六			
地 方 事 業 所 非 特 定 新 規 基 (別表六			

30た 年 の 日 度 の 計 算					
----------------------------------	--	--	--	--	--

「48」欄	特定地域において雇用者の数が増加した場 合の法人税額の特別控除※1又は地方活力向上 地域等において雇用者の数が増加した場合の法 人税額の特別控除※2(地方事業所特別基準雇 用者数により税額控除額を計算している場合) を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧 措置法第42条の12第3項」※1又は「第42条 の12第2項」※2 ② 「区分番号」欄:「00572」※1又は「00625」 ※2 ③ 「適用額」欄:「48」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12第3項(区 分番号「00572」) 平成30年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第2項(区分番号「00625」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年 度 (マイナスの場合は0)	円	の 計 算	(3) < 5%又は(3) < 10%の場合 30万円×(26)+20万円×(28) 32	
-------	---	---	----------	---	--

当 期 税 額 控 除 額 (36)-(37)		38
----------------------------	--	----

数 に 係 る 当 期 税 額 控 除 額 の 計 算

地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 30万円×(43)-(43の内書)+20万円×(43の内書)		44	円
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (24)-(25)又は((34)-(別表六(十八)「16」)-(35))		45	
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (44)と(45)のうち少ない金額)		46	
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の⑩」)		47	
当 期 税 額 控 除 額 (46)-(47)		48	

(注) 本別表は、「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度が
 対象となります。

平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間
 に終了する事業年度については、P33をご参照ください。

別表六(十九) 平三十・六・一以後終了事業年度分

別表六(二十)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十) 平三十・四・一以後終了事業年度分

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	円	住民税額の計算の基礎となる	調整前法人税額 (6)	11	円
税額控除基準額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2			法人税額調整加算額 (別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(三十)「31」)	12	
差引税額控除基準額残額 (2)-(18)	3			法人税額の計算額 中小企業者等以外の法人 (別表六(十一)「15」+「20」)+別表六(十二)「15」+別表六(十三)「14」+「19」+別表六(十四)「16」+「21」+別表六(二十一)「14」+「19」+別表六(二十二)「15」+「20」)+別表六(二十六)「20」+「25」)+別表六(二十七)「10」)	13	
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4			調整減算 中小企業者等 (別表六(七)「16」+別表六(八)「8」+別表六(九)「10」+別表六(十一)「15」+「20」)+別表六(十二)「15」+別表六(十三)「14」+「19」)+別表六(十四)「16」+「21」)+別表六(十七)「16」+別表六(十八)「16」+別表六(十九)「12」+「36」+「46」)+別表六(二十一)「14」+「19」)+別表六(二十二)「15」+「20」)+別表六(三)「38」+別表六(二十四)「19」+別表六(二十五)「20」)+別表六(二十六)「25」)+別表六(二十七)「10」)	14	
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5					
法人税額						
<p>「10」欄</p> <p>認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00589」</p> <p>③ 「適用額」欄：「10」欄の金額</p>						
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		の計算	控除対象個別帰属調整額等	16	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑰」)	9		計	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)-(16) (12)>(15)-(16)の場合は(12))	17	
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10		算	住民税額控除額 $(17) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$	18	
<p>計</p> <p>調整前法人税額 + (12) - ((13)又は(14))</p>						

特定寄附金に関する明細			
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額
・	・		19
・	・		円
・	・		
計			

別表六(二十一)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十一)

平三十・四・一以後終了事業年度分

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。)であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている場合には、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(中小企業等協同組合等を除きます。)であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている場合には、この制度の適用がありませんので御注意ください。(裏面の「中小企業者等の判定」欄に記載して判定してください。)

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	1					
事業種目	2					
資産区分	種類	3				
	設備の名称	4				
	取得年月日	5	・	・	・	・
	指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引改定取得価額(7)-(8)	9				

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00448」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

額の計算

額基準額残額(別表六(十三)「19」(二十二)「15」)	17	円
除限度超過額(3の計)	18	
繰越税額控除可能額(17と18のうち少ない金額)	19	
調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑧」)	20	
当期繰越税額控除額(19)-(20)	21	
当期税額控除額(14)-(15)	16	
法人税額の特別控除額(16)+(21)	22	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(23)-(24)
・		24	25

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00449」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

計	(11)	(14)	外
当期分			
合計			

設備の概要

別表六(二十二)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(二十二)
平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

事業種目	1							
資種類	2							
<p>「17」欄 の種類又は区分</p> <p>中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00603」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p>								
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額(7)-(8)	9						
法人税特別控除額の計算								
当期	取得価額の合計((9)の合計)							
	同上のうち特定中小企業者等に係る							
分期	税額控除限度 $(10) - (11) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{1}{100}$							
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13				同上のうち当期繰越税額控除可能額((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十三)「14」) - (別表六(二十一)「14」)$	14				調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉑」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15				当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉑」)	16				法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	
	当期税額控除額 (15)-(16)	17						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額			当期控除可能額		翌期繰越額 (24)-(25)		
		24		25		26		
・		円		円				
・						外		円
計				(20)				
当期分	(12)			(15)		外		
合計								
機械設備等の概要								

別表六(二十三)

「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十三)

平成三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

平成30年4月1日以後に開始する事業年度において中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人が、租税特別措置法第42条の12の5第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定を適用する場合には、この明細書を使用せず、別表六(二十四)を使用してください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載してください。)

雇用者給与等支給額		事業年度	法人名	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	円
雇用者給与等支給額	1	平成30年4月1日以前に開始した事業年度の別	法人	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	21
基準雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「4」)	2			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表二「7」)	22
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3			雇用者給与等支給増加額 (3)-(2) (マイナスの場合は0)	23
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4			調整前税額控除限度額 $(23) \times \frac{10}{100}$ (6 ≤ (7)の場合は0)	24
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「8」)	5			税額控除加算基準額 ((1)-(5)) と (23) のうち少ない金額)	25
平均給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「14の①」)	6			中以外小企の業法人等 税額控除加算額 $(25) \times \frac{2}{100}$	26
比較平均給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「14の②」)	7			税額控除限度額 $(24) + (26)$ ((1) < (5) の場合又は (9) < 0.02 若しくは (7) = 0 の場合は 0)	27
平均給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8			中小企業者等 税額控除加算額 $(25) \times \frac{12}{100}$ ((9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は 0)	28
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9			税額控除限度額 (24) + (28) ((1) < (5) の場合は 0)	29
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「19の①」)	10			当期税額基準額 $(21) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	30
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「19の②」又は「19の③」)	11			当期税額控除可能額 ((27) 又は (29)) と (30) のうち少ない金額)	31
「40」欄 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除※2を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第42条の12の5第1項」※1又は「第42条の12の5第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「00605」※1又は「00626」※2 ③ 「適用額」欄：「40」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12の5第1項(区分番号：「00605」) 平成30年4月1日以前に開始した事業年度 ※2 第42条の12の5第1項(区分番号：「00626」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度		追加重複控除額 (別表二「17」)	32		
国内設備投資に係る計算		給与増加額 (32) (合は0)	33		
		$(19) > 0$ の場合 $\frac{20}{100}$ ((6) の場合は 0)	34		
		の場合 $\frac{15}{100}$ ((6) の場合は 0)	35		
		基準額 $\frac{1}{100}$	36		
教育訓練費の額	17	当期税額控除可能額 ((34) 又は (35)) と (36) のうち少ない金額)	37		
比較教育訓練費の額 (別表六(二十三)付表一「27」)	18	当期税額控除可能額 (31) 又は (37)	38		
教育訓練費増加額 (17)-(18) (マイナスの場合は0)	19	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	39		
教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$ ((18) = 0 の場合は 0)	20	法人税額の特別控除額 (38) - (39)	40		

別表六(二十四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表六(二十四) 平三十四・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表「13」)	12	円
比較雇用者給与等支給額 (25)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「21」欄</p> <p style="text-align: center;">中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00627」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> </div>		
継続雇用者給与等支給額 (30の①)	4				
継続雇用者比較給与等支給額 (30の②)又は(30の③)	5				
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6		の特別控除額の計算	中小企業者等税額控除限度額 (14)又は(15)	16
継続雇用者給与等支給増加割合 (6)/(5) (5)=0の場合は0)	7		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	期税額基準額 (17)× $\frac{20}{100}$	17
教育訓練費の額	8	円	当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	18
中小企業比較教育訓練費の額 (35)	9		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	法人税額の特別控除額 (19)-(20)	19
教育訓練費増加額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10				20
教育訓練費増加割合 (10)/(9) (9)=0の場合は0)	11				21
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	22	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (23)×(24)	25
・	・	円	――		円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		適用年度	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①	②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	26	・	・	・	・
雇用者給与等支給額	27	(1) 円	(23) 円		円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28				
適用年度の月数 (26の③)の月数	29				――
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は(28)×(29)	30	円	円		円
中小企業比較教育訓練費の額の計算					
事業年度又は連結事業年度	31	教育訓練費の額	適用年度の月数 (31)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (32)×(33)	34
・	・	円	――		円
調整対象年度	・		――		
計					
中小企業比較教育訓練費の額 (34の計)÷(調整対象年度数)	35				

別表六(二十五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する事業年度用

別表六(二十五) 平成三十・六・六以後終了事業年度分

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書きのいずれかに該当する場合は、この制度の適用を受けることができます。含まれませんが、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可	
革新的情報産業活用設備の名称	1		
資 産 区 分	種 類	2	
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	3	
	細 目	4	
	取 得 年 月 日	5	・ ・ ・ ・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・ ・ ・ ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円 円 円 円 円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 差引改定取得価額(7)-(8)		
法 人 税			
取 得 価 額 の 合 計 ((9)の合計)			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 (27の①)			
継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (27の②)又は(27の③)		12	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)		13	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)		14	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(14) $\geq 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{5}{100}$	15	円
	(14) $< 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{3}{100}$	16	
	税 額 控 除 限 度 額 (15)又は(16)	17	
当 期 税 額 基 準 額 (18) $\times \frac{20 \text{ 又 は } 15}{100}$		19	
当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((17)と(19)のうち少ない金額)		20	
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の④」)		21	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20)-(21)		22	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算	
当 期 ①		前 事 業 年 度 等 ②	前 一 年 事 業 年 度 等 特 定 期 間 ③
事業年度等又は連結事業年度等	23	・ ・ ・	・ ・ ・
雇 用 者 給 与 等 支 給 額	24	円	円
同 上 の うち 継 続 雇 用 者 に 係 る 金 額	25		
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(23の③)の月数}}$	26		
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (25)又は((25)×(26))	27	円	円
設 備 の 概 要			

「22」欄

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00630」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

(注) 本制度は、生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する事業年度から対象となります。

別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載がある場合又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一)

平三十・四・一以後終了事業年度分

1

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業	：	：	法人名
年度	：	：	

御注意

21 「租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る積立金の額を含めます。」
 「28」欄には、「借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。」
 「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。
 「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		14	円
受取配当等の額 (34の計)		2		受取配当等の額 (34の計)		15	
負債利子等の額		3		当期に支払う負債利子等の額		16	
<p>「12」又は「25」欄</p> <p>保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00583」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額</p> <p>※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</p>				<p>等に係る負債の利子等、関連者等に係る支金不算入額又は恒久的損金不算入額 「12」又は「25」欄の金額 又は(別表十七(二の二)「25」又は(別表十七(二の二)「30」)「17」のうち多い金額)</p> <p>前年度の損金算入額 (二の三)「10」)</p> <p>計 (17)+(18)</p> <p>1日から平成29年3月に開始した各事業子等の額の合計額</p> <p>年度の関連法人株式等子等の額の合計額</p> <p>子控除割合 (21) (20)</p>			
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(9) (8)		10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)		23	円
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)		11		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)		24	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		25	
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)		13		受取配当等の益金不算入額 (14)+((15)-(23))+ (24)×50%+(25)×(20%又は40%)		26	

当年度実績による場合の総資産価額等の計算				
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27)-(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額
前期末現在額	27	28	29	30
当期末現在額				
計				

受取配当等の額の明細			
完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間
			受取配当等の額 31
			円

「38」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」

② 「区分番号」欄：「00278」

③ 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額

関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (32)-(33)
			34	36	37
			円	円	円
計					

その他株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41)-(42)
	38		39	40	41	42	43
			・		円	円	円
			・				
計							

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名					
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5			円
設立年月日	2	平	・	計	所得基準額 (7) × $\frac{40}{100}$	8		
				算				
				特	(1) 特別控除額 (8)	9		
				別	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10		人
					常時使用する従業員の総数	11		
					従業員割合 (10) (11)	12		
事業種目	4			計	特別控除額 (5) × $\frac{40}{100}$ × (12)	13		円
				算				
				の				
				場				
				合				

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」)
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」
② 「区分番号」欄:「00208」
③ 「適用額」欄:「9」欄の金額

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」)
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」
② 「区分番号」欄:「00425」
③ 「適用額」欄:「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」)
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」
② 「区分番号」欄:「00544」
③ 「適用額」欄:「13」欄の金額

別表十(一) 平三十・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1001

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

③ 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	円
国家戦略特別区域の名称	1	特 別 控 除 額 の 計 算	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「33の①」)	5		
設立年月日	2		軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	6		
指定法人としての指定を受けた日	3		(5)と(6)のうち少ない金額	7		
特定事業の内容	4		特別控除額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8		

法 0301-1002

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書
- ⑥

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(三)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円			
当期積立額	2	円		当期益金算入額	13				
積立限度額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3	の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13				
	取引基準額	4		同上以外の場合による益金算入額(26の計+27の計)	14				
	(3) × $\frac{12}{100}$			計	15				
	(3) × $\frac{12}{100}$			当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16				
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17				
	鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)	6		貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18				
	租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第20条の第2項、第4項若しくは第11項	7							
採掘所得(6)									
所得(8) ×									
積立限度額									
積立事業年度									
当期分									
計		円		円		円		円	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2又は「第58条第2項」※3
- ② 「区分番号」欄：「00203」※1、2又は「00482」※3
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第58条第1項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)

※2 第58条第9項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号：「00482」)
海外探鉱準備金の損金算入

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合									
探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費		の計算	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2					
	当期の探鉱用機械設備の償却			② 「区分番号」欄：「00205」※1又は「00483」※2					
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費			③ 「適用額」欄：「43」欄の金額					
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費			※1 第59条第1項(区分番号：「00205」) 新鉱床探鉱費の特別控除					
(30)の額を超える探鉱費			※2 第59条第2項(区分番号：「00483」) 海外新鉱床探鉱費の特別控除						
探鉱費基準(29)又は(31)-(32)(マイナスの場合は0)									
準備金額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34	算	所得基準額((37)-(40)又は(37)-(40)-(41))(マイナスの場合は0)	42				
任意取崩し等の場合の益金算入額(26の計)	35		特別控除額	43					
益金算入基準額(34)+(35)	36								

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算														
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4												
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6												
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円	7	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円	11	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円又は $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円	13												
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14												
	日本船舶の持分比率	15												
	日本船舶の稼働日数	16												
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18									損金算入額 (18)-(19)	20			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17の合計額)	19									益金算入額 (19)-(18)	21			円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算														
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額までの合計額に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度				日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額				日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額				損金算入額 (24)-(25)	
					24				25				26	
	平	・	・		円				円				円	
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
合計														

「20」欄
 対外船舶運航事業者を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00484」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(五)

「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十五

平三十・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書						
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - (12)又は(13) - (16)又は(17)	18	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	19	
取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		特別控除額の計算	20		
特別控除に係る交換取得資産の価額	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21		
	11		特別控除額 ((18)又は(19)と(21)のうち少ない金額)	22		

P47参照

事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特定事業の用地買収等により譲渡した場合の特別控除額のためには土地等を譲渡した住宅地造成事業等のための土地等	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・)		1,500万円 - (38)	39	
取得した対価の額	25			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	
交換取得資産の価額	26			特別控除残額 5,000万円 - (40)	41	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除額 (32)、(39)と(41)のうち少ない金額	42	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額を計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
譲渡経費の額の計算	29			800万円 - (43)	44	
支出した譲渡経費の額	30			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	
譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	31			特別控除残額 5,000万円 - (45)	46	
差引譲渡経費の額 (29) - (30)	32			特別控除額 (32)、(44)と(46)のうち少ない金額	47	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	33		特定土地区画整理事業等の特別控除額に土地等を譲渡した場合の特別控除額を計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48	
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34			1,000万円 - (48)	49	
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		所有別土地控除額を譲渡	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50	
特別控除残額 5,000万円 - (35)	36			特別控除残額 5,000万円 - (50)	51	
特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額	37			特別控除額 (32)、(49)と(51)のうち少ない金額	52	

別表十(五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」若しくは「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額

別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	.	.	法人名	(
事業年度	.	.)

別表十六

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		計算	同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
<div data-bbox="300 622 395 656" data-label="Text">「6」欄</div> <div data-bbox="300 663 1007 696" data-label="Text">社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合</div> <div data-bbox="276 698 871 804" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00485」 ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額 </div>						
2,500				経費率による経費の額		円
				$\frac{72}{100}$	12	
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10			<div data-bbox="778 1014 874 1048" data-label="Text">「22」欄</div> <div data-bbox="754 1061 1445 1131" data-label="Text">農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合</div> <div data-bbox="754 1135 1414 1240" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00376」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額 </div>		
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11					

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
<div data-bbox="212 1709 308 1742" data-label="Text">「27」欄</div> <div data-bbox="212 1756 1027 1789" data-label="Text">特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合</div> <div data-bbox="186 1792 836 1897" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」 ② 「区分番号」欄：「00374」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額 </div>						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
円	円		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	
	みなし配当の額	2	
	配当の額 (1)+(2)	3	
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	
	前期繰越損失の額	5	
	減損損失の額	6	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7	
	配当可能利益の額 (4)-(5)-(7)	8	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10	
	(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11	
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	12	
	支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額	13	
特定社債の発行を している場合の調整額	特定社債の当期末残高	14	
	$(14) \times \frac{5}{100}$	15	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16	
	(15)-(16)	17	
	当期に償還した 特定社債の額の合計額	18	
	特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19	
	(18)-(19)	20	
	損金の額に算入される 減価償却費の額	21	
	(20)-(21) (マイナスの場合は0)	22	
	特定社債の発行を している場合の調整額 (17)+(22)×2	23	

別表十(七)

平三十・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名	円		円	
配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	税引前当期純利益金額	12	
		2	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	13	
		3	小計 (1)+(2)	14	
		4	出資等減少分配の額	15	
		5	同上に係るみなし配当等の額	16	
		6	配当等の額 (3)-(4)+(5)	17	
		7	配当可能利益の額 (9)	18	
			繰越利益等超過純資産控除 額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「42」)	19	
			引計 (13)-(14)-(15)-(16)+(17)+ (19) (マイナスの場合は0)	20	
		9	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	21	
		10	所得金額合計 (別表四「34の①」)	22	
11	支払配当の損金算入額 (9)と(10)のうち少ない金額	23			

別表十(八) 平三十・四・一以後終了事業年度分

「11」欄
 投資法人に係る課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00397」
 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(九)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十(九)

平三十・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行を	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円	
	超過分配額	2						
	利益の分配の額 (1)-(2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18		
	税引前当期純利益金額	4			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19		
	前期繰越損失の額	5						
	減損損失の額	6			$(18) - (19)$	20		
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21		
	差引計 (4)-(5)-(7)	8			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22		
	⁽⁸⁾ (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26) (マイナスの場合は0)	9						
	超過分配額 (2)	10						
「16」欄	配事業年度後に				$(21) - (22)$	23		
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00398」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額								
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		合の調整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25		
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	15			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26		
	利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額	16						

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円	
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35		
	収益の分配の額 (27)-(28)	29			減損損失の額	36		
	「33」欄				$\times \frac{70}{100}$	37		
	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00399」 ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額				能収益額 (35)-(37) (マイナスの場合は0)	38		
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	32		の計算	分配額 (28)	39		
	収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額	33			超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40		
					分配可能収益の額 $(38) + (39) - (40)$	41		

別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時間において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) $\frac{10}{1,000}$
 割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 $\frac{13}{1,000}$
 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます) $\frac{8}{1,000}$
 (3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$
 (5) その他の事業 $\frac{6}{1,000}$

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	2		(9)	10	
貸倒実績率(17)	3		前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数		
「7」欄 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第57条の9第3項」 ② 「区分番号」欄: 「00392」 ③ 「適用額」欄: 「7」欄の金額	繰入限度額	6	前年度又は連結事業年度(前3年内)における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	11	
	繰入限度額超過額	8	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12	
	繰入限度額	6	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13	
	繰入限度額	6	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14	
	繰入限度額	6	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15	
繰入限度額	7		貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)	16	
繰入限度超過額	8		(15) × $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	17	
繰入限度超過額	8		貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細									
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に転ずる売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18)+(19)-(20)-(21)-(22)-(23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24)-(25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細									
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27				債権からの控除割合 $\frac{(28)}{(27)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29			
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28				実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30			円

別表十一(一の二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 事業年度
 法人名
 ()

別表十二(一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌期繰越額の計算	期首海外投資等損失準備金の金額	12	
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号		同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
特定株式等の認定	4	第 号		計(13)+(14)	15	
当期積立額	5	円		当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額	6	円		期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
積立限度額の計算	7	円		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金の差引(18)-(17)	18	
積立限度額	8	円		貸借対照表の取崩不足額(15)-((5)-(18)-前期の(18))	19	
積立限度額	9	円		当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	20	
積立限度超過額	10	円		前期末における差額(前期の(19))	21	
積立限度超過額	11	円			22	

P54参照

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合(23)× $\frac{60}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	
から5年を経過したものの翌日					円
から5年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名		
	・	・			
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	積立限度額の適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平	・	積立限度額 (5) × $\frac{50 \text{又は} 80}{100}$	6
		平	・	積立限度超過額 (4) - (6)	7

円

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円	
特定施設の名称	2		当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	8	
				同上以外の場合による 益金算入額	9	
				計 (8) + (9)	10	
当期準備金積立額	3		当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (6)	11		
積立 限度 額の 計算	当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額	4	期末金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12		
			貸借	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
積	<p>「11」欄</p> <p>金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1 又は「第55条の5第7項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00192」</p> <p>③ 「適用額」欄：「11」欄の金額</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>			差引 (13) - (12)	14	
				照表の取崩不足額 (13) - ((13) - 前期の(13))	15	
				生じた差額の合計額 (6) + (15)	16	
			期末における差額 (前期の(14))	17		

別表十二(六)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首特定災害防止準備金の金額	6	円
特定廃棄物最終処分場の名称	2		当期 益 金 算 入 額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7
		同上以外の場合による 益金算入額	計 (7) + (8)	8	
			当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (5)	10	
当期準備金積立額	3	貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	期末特定災害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11	
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再 生保全機構に積み立てた維持 管理積立金の金額)	4		貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12	
		差引 (12) - (11)	13		
積立限度超過額 (3) - (4)	5	当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
			当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
		前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(六) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 . . . 法人名 ()
 円

別表十二(八) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18				
積立期間	2	昭平平 . . .	翌期	解体費用を支出した場合の益金算入額	19			
当期積立額	3							
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰越金額	累計限度超過額	20			
	累計限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5						
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6				繰越金額	その他の場合による益金算入額	21
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7						
	前期以前の累計限度超過取崩額の合計額	8						
計 (6) + (7) - (8)	9	の	計	22				
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10	算	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23				
積立限度超過額 (3) - (10)	11	貸	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24				
			貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25				
累計限度超過額の計算								
前期以前の累計限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		の	期				
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		の	分				
当期累計限度超過額 (16) - (12)	17		の	明細				
			前期	前期末における差額 (前期の(26))	29			
			前期	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28			

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00197」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(十) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 険 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
	当期益金算入額	異常災害損失等の補填額	3				
		同上以外の場合による益金算入額	4				
	計	5					
	(3)+(4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
(2)-(5)	6						
当期積立額	7						
当期積立限度額	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	()
	積立限度額	10	円	円	円	円	円
	(8)×(9)	10					
差引積立限度超過額	11						円
(7)-(10)	11						
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
(11)	12						
同	<p>「7」欄</p> <p>保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00198」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
上	<p>「7」欄</p> <p>原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00199」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
の							
内							
記							
積立後10年を経過した							
限							
期末異常危険準備金の金額	28						
(6)+(7)-(7)	28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引	30					
	(29)-(28)	30					
	当期	31					
	貸借対照表の取崩不足額	31					
((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(29))	31						
当期分	32						
当期に生じた差額の合計額	32						
(11)+(31)	32						
前前分	33						
以前	33						
前期末における差額	33						
(前期の(30))	33						

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平	・	・	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2					均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) の内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額の計算 (17)×—	均等益金算入額	18	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4					同上以外の場合による 益金算入額	19	
積 立 限 度 準 額 の 計 算	空港用地取得価額 の計算	5				計 (18)+(19)	の 額	20	
	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	6						当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
積 立 限 度 準 額 の 計 算	指定会社所得金額又は指定 会社連結所得金額(別表四 「41の①」)又は(別表四 の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」)	7				貸借対照表 の 明 細	の 差 額 の 明 細	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22
	新関西空会社所得金額	8						貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
積 立 限 度 準 額 の 計 算	新関西空会社欠損金額	9				差 引 (23)-(22)	の 差 額 の 明 細	限度超過額 (2)-(14)	26
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10						当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27
算 算	空港用地整備債務基準額 (12)-(16)-(19) (マイナスの場合は0)	13				前期以前分	の 差 額 の 明 細	前期末における差額 (前期の(24))	28
	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14							
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額		15							

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00421」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

照表の取崩不足額

$(15)-(23)-(前期の(23))$

限度超過額

$(2)-(14)$

当期に生じた差額の合計額

$(25)+(26)$

前期末における差額

(前期の(24))

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 ・ ・ 法人名 ()

別表十二(十二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額 (12) × ——	13	
積立限度	空港用地取得価額基準額の計算 累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	4		同上以外の場合による益金算入額	14	
	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5		計 (13) + (14)	15	
額の計算	累積限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」)又は (別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」)	7		期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
額の計算	所得基準額の計算 (7) × $\frac{2}{3}$	8		貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		差引 (18) - (17)	19	
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10		貸借対照表の金額との差額の明細		
				当期	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20
				前期	積立限度超過額 (1) - (9)	21
				分	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22
				前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十三) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	・	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6)) と (24) のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00391」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間の終了する事
の日の翌日から2年を
は連結事業年度終了
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合
(23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・	・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26			円		当期益金算入額 (30)	32	
	$\frac{\text{当期の月数}}{120}$	27	—				期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33	
	10年平均取崩金額 (26) × (27)	28			円		貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34)-(33)	34 35	
	同上以外の場合による益金算入額	29					当期積立額	36	
	当期益金算入額 ((28) + (29)) と (31) のうち少ない金額)	30					貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34))) 計 (36) + (37)	37 38	
							前期末における差額 (前期の(35))	39	

別表十三(四)

「25」、「29」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

譲渡資産の明細	譲渡資産の名称	1	取得した代替資産の種類	24
	収用換地等による譲渡年月日	2	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25
	譲渡資産の種類	3	圧縮限度額	26
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	圧縮限度額	27
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	圧縮限度超過額	28
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	特別勘定に経理した金額	29
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	繰入限度額	30
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	繰入限度超過額	31
	保留地の対価の額	10	繰入限度超過額	32
	交換取得資産の価額	11	翌期繰越額の計算	33
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12	繰越額の計算	34
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13	期末特別勘定残額の計算	36
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14	交換取得資産の種類	37
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	38
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16	交換取得資産の価額 (11)	39
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17	交換取得資産の帳簿価額 ((4)又は(18))	40
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18	交換取得資産につき支払った交換差金の額	41
	取得した補償金等の額 (9)	19	交換取得資産に係る譲渡経費の額 ((14)又は(16))	42
	同上に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20	計 (40) + (41) + (42)	43
差引補償金等の額の計算	差引補償金等の額 (19) - (20)	21	圧縮限度額	44
	補償金等の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22	圧縮限度超過額	45
	差益割合 $\frac{(21) - (22)}{(21)}$	23		

P66参照

別表十三(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「25」欄の金額 (「27」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「29」欄の金額 (「31」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「38」欄の金額 (「44」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
「21」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十三(五)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

(号該当)

御注意

1 法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係係連達(法人税編)65の7(2)イ若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次のとおりです。
①「15」欄はその建物、構築物等の建設着手年月日を、「16」欄はその建物、構築物等の事業供用予定年月日を、「17」欄は当該建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を、それぞれ記載してください。
②「その他参考となる事項」欄は、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、本別表を添付してください。

譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含まない事業年度の平均
譲渡した資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . .
譲渡した資産の所在地	3					計
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
対価の額	6	円	円	円	円	円
譲渡前簿価額	7					
譲渡に要した経費の額	8					
計 (7) + (8)	9					
差益割合	10					
取得した買換資産の種類	11					
取得した買換資産の所在地	12					
取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
事業の用に供した又は見込みの年月日	15	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19					
取得価額	20	円	円	円	円	円
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21					
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22					
圧縮基礎取得価額 (14)又は(20)と(22)のうち少ない金額	23					
買換取得前期末の取得価額	24					
買換取得前期末の帳簿価額	25					
圧縮基礎取得価額 (23) × (25) / (24)	26					
圧縮限度額 (23)又は(26) × (10) × (80、70又は75) / 100	27					
圧縮限度超過額 (21) - (27)	28					
対価の額の合計額 (6の計)	29	円				円
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30					
特別勘定の対象となり得る金額 (29) - (30)	31					
特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((36)と(38)のうち少ない金額) ÷ (10) × (80、70又は75) / 100	32					
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額						
当期中において買換資産の取得に充てた金額						
翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (32) - (33) - (34)	35					
特別勘定に経理した金額	36					円
(31)のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	37					
繰入限度額 (37) × (10) × (80、70又は75) / 100	38					
繰入限度超過額 (36) - (38)	39					
当初の特別勘定の金額 (36) - (39)	40					
同上のうち前期末までに利益金の額に算入された金額	41					
当期中に益金の額に算入すべき金額	42					
期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)	43					

P68参照

P69参照

その他参考となる事項

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00363	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00236	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		00364	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00369	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)	00370		

※ 「第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(六)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平 . .	取得資産のみを取	資産の帳簿価額を減額した金額	13		円
譲渡した資産の種類	2		圧	譲渡直前の帳簿価額(8)	14		
<p>「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄:「00260」</p> <p>③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	清算金を取得した場合	計算	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$		
帳簿価額	6	円	譲渡資産の譲渡	圧縮限度額	(15) - (17)	18	
譲渡に要した経費の額	7		圧縮限度超過額	(13) - (18)	19		
計	8		取得資産の価額	資産の帳簿価額を減額した金額	20		
<p>「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄:「00260」</p> <p>③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
取得資産の価額	11	円	待	計算	(22) + (23)		
取得した土地等の面積	12	平方メートル	取得した場合	圧縮限度額	(21) - (24)	25	
				圧縮限度超過額	(20) - (25)	26	

別表十三(七)
「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十三(七) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平	.	.	交換取得	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		円
譲渡した資産の種類	2				取資 得産 資と	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14		
<p>「13」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00265」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>									
譲渡した所有隣接土地等の面積	5			平方メートル	場取 計 合得 算 又は はた した	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$			
譲渡直前の帳簿価額	6			円	交換 合 換	圧縮限度額 (15) - (17)	18		
譲渡に要した経費の額	7				交換 と と	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19		
計	8				交換 と と	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20		
<p>「20」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00265」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>									
取得資産の価額	11			円	出 計 算 した 場 合	$(22) + (23)$			
取得した土地等の面積	12			平方メートル	出 計 算 した 場 合	圧縮限度額 (21) - (24)	25		
					出 計 算 した 場 合	圧縮限度超過額 (20) - (25)	26		

別表十三(八)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三(八)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細							
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
届出書の提出年月日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
先行取得土地等の取得価額	取得価額	円	円	円	円	円	
	前期までに損金算入された積立金計上額						
	差引取得価額 (6)-(7)						
譲渡土地等の明細							
譲渡土地等の譲渡年月日	9	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	計	
譲渡土地等		<p>「17」欄</p> <p>平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00266」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					
譲渡利益金額の計算	計 (12)+(13)	14					
	譲渡利益金額 (11)-(14)	15					
圧縮限度額の計算							
		①	②	③	④	⑤	
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮限度額の計算	(15)の計×(80%又は60%)	18					
	(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
	(18)-(19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17)-(21)	22						

別表十三(九)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 ・ ・ 法人名 ()

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額のうち(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額の可算	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

別表十三(九) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1309

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十三(十) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・	
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号	
助成金の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算						
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合			
減価補填金	減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) - (14)	18	
	損金不算入額 (8) - (7)	9				
転廃業助成金の額	10	P75参照		超過額 (18)	19	
廃業	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌期繰越額の計	当初の特別勘定の金額 (17) - (19)	20
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21
助成金	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越額の計	当期中に益金の額に算入すべき金額	22
	圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14			期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23
	圧縮限度額の計算 圧縮限度額 (14)又は((14)-1円)	15				
金	圧縮限度超過額 (13) - (15)	16				

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十四(二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	支出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26	
	「26」欄 他 の 寄 附 金 額	3			そ の 他 の 寄 附 金 額	27	
<p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00393」</p> <p>③ 「適用額」欄：「26」欄の金額</p> <p>(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</p>							
一般寄附金の損金算入限度額	$(9)+(12) \times \frac{1}{4}$	13		計	長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額(25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33	
寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額	$(8) \times \frac{6.25}{100}$	14		算	損金算入限度額(31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は(31)と(33)のうち多い金額)	34	
<p>「42」欄 等の額の月数換算額の$\frac{3.75}{100}$相当額</p> <p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1又は「第66条の11の2第2項」※1、2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00394」※1又は「00424」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「特例認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額</p> <p>※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項(区分番号：「00394」) 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p> <p>※2 第66条の11の2第2項(区分番号：「00424」) 「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p>							
				41 円			
				計			
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細							
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額			
				42 円			
				計			
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細							
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額			
				円			

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十四(五) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡償還の額	5					
調整前(4)-(5)						
圧縮記帳						
譲渡						
当期が譲渡年						円
譲渡損失額(5)-(4)(マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額(10)	11					
譲渡利益額の調整	12					
当期利益金算入額(簡便法により計算する場合には、(9)又は(25)の金額)	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額((8)又は(12)-(13))	14					
譲渡損失額の調整	15					
当期損金算入額(簡便法により計算する場合には、(2)又は(26)の金額)	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額((10)又は(15)-(16))	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法に金算入当額を益計算する場合は						
減価償却期間の月数(譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月	月	
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
当期益金算入額(8)×(20)/(19)	21	円	円	円	円	
当期損金算入額(10)×(20)/(19)	22					
支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
当期益金算入額(8)×(24)/(23)	25	円	円	円	円	
当期損金算入額(10)×(24)/(23)	26					

「18」欄
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条第10項」
② 「区分番号」欄:「00582」
③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額

(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額(前期の(14))
当期利益金算入額(簡便法により計算する場合には、(9)又は(25)の金額)
翌期以後に益金の額に算入する金額((8)又は(12)-(13))

譲渡・償却
その他()

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と區別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(34)欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して、「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
構 造	2								
細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐 用 年 数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額(7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計(13)+(14)+(15)	16								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17								
残 存 価 額	18								
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19								
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20								
旧定額法の償却率	21		円		円		円		円
算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()	()	()	()	()
増加償却額(21)×割増率	23								
計(22)+(23)又は(16)-(18)	24								
算出償却額(18-1円)× $\frac{5}{60}$	25								
定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	26								
定額法の償却率	27		円		円		円		円
算出償却額(25)×(26)	28	()	()	()	()	()	()	()	()
増加償却額(27)×割増率	29								
計(28)+(29)	30								
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31		条 項		条 項		条 項		条 項
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
合 計(30)+(32)+(33)	34								
当 期 償 却 額	35								
償 却 不 足 額(34)-(35)	36								
償 却 超 過 額(35)-(34)	37								
前 期 からの 繰 越 額	38	外		外		外		外	
当 期 償 却 不 足 によるもの	39								
損 益 金 取 崩 しの 積 立 金 によるもの	40								
差 引 合 計 翌 期 への 繰 越 額(37)+(38)-(39)-(40)	41								
翌 期 繰 越 すべき 特別 償 却 不 足 額((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額	42								
当 期 において 切り 捨 て る 特別 償 却 不 足 額 又は 合併 等 特別 償 却 不 足 額	43								
差 引 翌 期 への 繰 越 額(42)-(43)	44								
翌 期 繰 越 額 への 内 繰 越 額	45		平		平		平		平
当 期 分 不 足 額	46								
適 格 組 織 再 編 成 により 引 き 継 ぐ べ き 合併 等 特別 償 却 不 足 額((36)-(39))と(42)のうち少ない金額	47								
備考									

P82~85参照

P85参照

別表十六(一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(三) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1							
資産構造	2							
細目	3							
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5							
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外
圧縮記帳による積立金計上額	7							
差引取得価額 (6)-(7)	8							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9							
期末現在の積立金の額	10							
積立金の期中取崩額	11							
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△		外△
損金に計上した当期償却額	13							
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外
合計 (12)+(13)+(14)	15							
鉱山の寿命数	16		年		年		年	
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17							
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン	
経済的採掘可能数量	19							
当期産出鉱量	20							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21		円		円		円	
残存価額	22							
差引取得価額 × 5% (8) × 100/20	23							
旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)-(23)	24							
(15) > (24) の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (24) / ((18)又は(19)のうち少ないトン数)	25							
算出償却額 (20 × 25) 又は (15) - (23)	26							
(15) ≤ (24) の場合 算出償却額 (20 - 1円) × 20	27							
生産高比例法の償却計算の基礎となる金額 (8)	28							
鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数	29							
算出償却額 (20) × (28)	30							
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	31							
租税特別措置法適用条項	32	外	円	外	円	外	円	外
特別償却限度額	33							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	34							
合計 (30)+(32)+(33)	35							
当期償却額	36							
償却不足額 (34) - (35)	37							
償却超過額 (35) - (34)	38	外						外
前期からの繰越額	39							
償却不足によるもの	40							
積立金取崩しによるもの	41							
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	42							
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((30)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	43							
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44							
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	45							
翌期繰越額の内 平・平・平・平	46							
当期分不足額	47							
通格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((30)-(39))と(32)のうち少ない金額	48							
備考								

P82~85参照

P85参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P88~91参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第42条の5第 1項第1号	00584 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成30年旧措置法第42条の5第 1項第2号	00287 ※2	

※1 区分番号「00584」は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00287」は、平成30年4月1日前に二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等 を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号 (所得税法等の一部を改正する 法律(平成30年法律第7号)附 則第88条第1項の規定により読 み替えて適用する第42条の5第 1項各号)	00615 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の5第1項第2号	00617 ※	
	第42条の5第1項第3号	00619 ※	

※ 区分番号「00615」、「00617」又は「00619」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「00615」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
国家戦略特別区域において 機械等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第42条の10第 1項第1号	00586 ※	
	平成30年旧措置法第42条の10第 1項第2号	00504 ※	
	第42条の10第1項	00622 ※	

※ 区分番号「00622」は、平成30年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には区分番号「00586」又は「00504」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568 ※	

※ 区分番号「00568」の措置名（「法人税関係特別措置」欄）は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成30年6月1日）前に終了する事業年度については「地方活力向上地域において特定建物等^{けん}を取得した場合の特別償却」となります。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
革新的情報産業活用設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00628 ※	

※ 区分番号「00628」は、生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）以後に終了する事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第43条第1項第3号	00606	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第43条第1項第4号	00631	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項第1号	00608	
	第43条の3第1項第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定地域における電気通信設備の特別償却	平成30年旧措置法第44条の5第1項	00590	
情報流通円滑化設備の特別償却	第44条の5第1項	00633	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号イ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号イ」	00577	
	「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号ロ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号ロ」	00579	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条の2第1項	00612	

※ 区分番号「00612」は、税制改正前の租税特別措置法の条項(平成30年旧措置法第47条第1項)により適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条の2第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	第47条第1項	00635	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第47条の2第1項」、「平成27 年旧措置法第47条の2第1 項」、又は「平成25年旧措置法第 47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第47条 の2第3項第2号ロ」又は「平成 25年旧措置法第47条の2第3項 第2号」)	00469 ※	
	「第47条の2第1項」、「平成29 年旧措置法第47条の2第1項」 又は「平成27年旧措置法第47条 の2第1項」 (「第47条の2第3項第2号」、 「平成29年旧措置法第47条の2 第3項第3号」又は「平成27年 旧措置法第47条の2第3項第4 号」)	00478	

※ 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52 条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法第67条の5又は第68条の2)の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円(当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額)が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1					
			構造	2			
区分	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
区分	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資産区分	種類	1	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> <p>「8」欄</p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00277」</p> <p>③ 「適用額」欄：「8」欄の金額</p> <p>(注) <u>適用額は、年300万円が上限となります。</u></p> </div>				
	構造	2					
区分	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)							8 円

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成30年旧措置法第42条の5第1項第1号)	00585 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成30年旧措置法第42条の5第1項第2号)	00288 ※2	

※1 区分番号「00585」は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限り。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00288」は、平成30年4月1日前に二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第42条の5第1項第1号」又は「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する第42条の5第1項各号」)	00616 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00618 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第3号)	00620 ※	

※ 区分番号「00616」、「00618」又は「00620」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をした高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「00616」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得 した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
国家戦略特別区域において機 械等を取得した場合の特別償 却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成30年旧措置法第42条の10第1項第1号)	00587 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成30年旧措置法第42条の10第1項第2号)	00505 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項)	00623 ※	

※ 区分番号「00623」は、平成30年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00587」又は「00505」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	「8」欄の金額
地域 ^{けん} 経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569 ※	

※ 区分番号「00569」の措置名（「法人税関係特別措置」欄）は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成30年6月1日）前に終了する事業年度については「地方活力向上地域において特定建物等を取付した場合の特別償却」となります。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	「8」欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00629 ※	

※ 区分番号「00629」は、生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）以後に終了する事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	「8」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00607	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00632	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定地域における電気通信設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00591	
情報流通円滑化設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00634	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00332	「8」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号イ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号イ」)	00578	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号ロ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号ロ」)	00580	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
企業主導型保育施設用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00636	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

※ 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」

→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency website interface. At the top, the header includes the logo and navigation links for '本文へ', 'English', and '文字拡大'. Below the header is a main navigation bar with categories like 'ホーム', '税の情報・手続・用紙', '刊行物等', '法令等', and 'お知らせ'. A red box highlights the 'パンフレット・手引' link under '刊行物等', with a circled '1' and an arrow pointing to it. Below this, the 'パンフレット・手引' page is shown, with a red box highlighting the '法人税関係' link, marked with a circled '2' and an arrow. Further down, the '適用額明細書関係' section is shown, with a red box highlighting the link '適用額明細書に関するお知らせ(平成30年6月)', marked with a circled '3' and an arrow. The final page shown is '適用額明細書に関するお知らせ', which contains a section for '2 単体法人用' and a list of links for the '適用額明細書の記載の手引' and '適用額明細書' for different fiscal years, all highlighted with a red box.

平成30年6月現在

